

明代南京の官署志と『南京刑部志』

高遠 拓児

1. 明代南京の官署志

元の至正 24 年（1364）に呉王となった朱元璋は、その 4 年後の正月に皇帝に即位し、国号を明、元号を洪武と定めた。都となった応天は、この洪武元年（1368）8 月に南京と命名され、同月中には六部の官制も定められた。その後、永楽期の北京遷都に伴い中央官衙は北京にも一揃い設けられたが、当初北京の朝廷は「行在」との位置づけであったため、明は南北両京に六部等の衙門を備えるにいたった。実務的には皇帝の御在所である北京に比重が移り、南京の衙門は職掌や官員の定額も制限された小さな役所となったが、例えば六部の場合、長官に当たる尚書は南北両京にそれぞれ置かれ、その品級も同等のものとされた。この中央官衙の並存は、北京が正式の都として定着した後も踏襲され、明末まで続く明朝の官制上の特色の一つを形作ることになった。

さて、こうした南京の官衙のいくつかでは、嘉靖期頃から明末にかけて、それぞれの建置・沿革・職官・規則・事例等をまとめた書物が編纂されている。例えば、「全国漢籍データベース」(<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki> 2019 年 6 月末検索)から該当するものを拾い集めると、国内で実見できるものとして下記の諸書を見出すことができる（影印本は省略。また刊記等に疑問の残るものも含まれるが、ひとまずデータベースの表記に従う）。

嘉靖 23 年（1544）刊『南雍志』24 卷（内閣文庫蔵）

嘉靖 28 年（1549）刊『南雍志』24 卷（蓬左文庫蔵）

嘉靖 28 年（1549）刊『南雍志』24 卷（大阪府立図書館蔵）

嘉靖刊『南京刑部志』4 卷（尊経閣文庫蔵）

萬曆 23 年（1595）刊『南京戸部通志』24 卷・附卷 2 卷（尊経閣文庫蔵）

萬曆刊『南京光祿寺志』4 卷（尊経閣文庫蔵）

萬曆中修補『南京刑部志』4 卷（蓬左文庫蔵）

天啓 3 年（1623）刊『南京都察院志』40 卷（内閣文庫蔵）

崇禎元年（1628）刊『南京工部蘆志』3 卷（国立国会図書館蔵）

また、張偉仁主編『中国法制史書目』全 3 冊（中央研究院歴史語言研究所、1976 年）には、嘉靖 29 年（1550）刊『南京戸部志』24 卷・附卷 2 卷、嘉靖 35 年（1556）刊『南京刑部志』4 卷・卷首 1 卷、天啓 2 年（1622）重刊『南京吏部志』20 卷の書名が見える。このほか南京出版社の『金陵全書』には、『南京吏部志』『南京刑部志』『南京都察院志』『南京詹事府志』『南京尚宝司志』『南京大理寺志』『南京太常寺志』『南京太僕寺志』『南雍志』『続南雍志』等の諸書が含まれている。これらをまとめると南京の諸官衙のうち、吏部・戸部・刑部・工部の 4 部、大理寺・太常寺・光祿寺・太僕寺の 4 寺および詹事府・都察院・尚宝司・国子監の少なくとも 12 の機関が志書を編んでいたことになる。これら官衙の志書を、先行研究では「官署志」と呼び、とくに明代南京の官署志については方駿氏が先駆的な紹介を行ってきた⁽¹⁾。また近年には呉恩栄氏が明代南京・北京の官署志について、より網羅的な調査・検討をされるなど⁽²⁾、その実像は徐々に明らかになってきている（両氏によると、現存は確認されないものの、南京礼部・兵部・鴻臚寺などの志書も編まれていたとのことである）。方氏、呉氏ともに官署志の編纂は明代にとくに盛んであったとし、呉氏は「明代の南京官署の修志範囲は北京に較べて広く、種類もより多い⁽³⁾」と、南京においてより活発な編纂活動が行われていたと評している。これら南京官署志の存在は、明代官撰史料の特色の一つとして注目に値するものであろう。

2. 『南京刑部志』

さて、前節にて紹介した諸書のうち、法制史的観点からとくに注目されるものは『南京刑部志』であろう。先行研究のなかでも、同書の巻 3 に収録される「掲榜示以昭大法」は、黄彰健氏、楊一凡氏、檀上寛氏、川越泰博氏らの論考の中で取り上げられてきた⁽⁴⁾。そして近年には、『金陵全書』や『中国律学文献』に収録されるなど⁽⁵⁾、同書の利用環境は大きく変わってきており、ここで一度、この史料の概要を整理しておくことも多少は意味のあることと思われる。筆者はこれまでに蓬左文庫所蔵の『南京刑部志』を実見しており、この小文では以下、蓬左文庫本に基づいてこの史料の概要を整理することにした。

〈編纂経緯〉

『南京刑部志』には嘉靖 34-35 年（1555-1556）にかけての関係者の序文の類が収められており、これらを通じて編纂経緯の概略をつかむことができる。

まず、南京刑部には今日伝存している嘉靖 30 年代編纂の本の前に、嘉靖 10-13 年

(1531-1534) 間の江西司郎中応廷育が編纂した「旧稿」「旧藁」と呼ばれる未刊稿があったという。しかしこの旧稿はその後、散逸するところが多く、これを受けて改めて志書の編纂を提起したのは、山東司郎中龐嵩と同主事呂欽であった。彼らは嘉靖 34 年 9 月 28 日付の呈にてその提案を上程した。これは南京刑部の衆議にかけられ、その結果実施すべしとの結論となり、編纂が始まった。その編纂に当たっては、提案者の龐嵩を取りまとめ役として 30 名ほどの司官が動員され、尚書の陶尚徳の商定を経て同年 11 月には告成したというから、比較的短期間のうちにまとめ上げられたことになる。そして、本書の巻末には嘉靖 35 年夏の南京刑部右侍郎曾鈞の後序が付されていることから、実際に上梓されたのは嘉靖 35 年中のことであったと考えられる。

なお、本書編纂の中心人物となった龐嵩⁽⁶⁾は、広東南海の人。字は振卿。弼唐先生の名でも知られる。嘉靖 13 年に挙人となり、その後、応天府通判・治中を経て南京刑部員外郎・郎中と進み、雲南曲靖知府となった後に致仕した。彼は学者としても令名があり、王守仁、湛若水などとも交流があったという。本書の編纂について、光緒『広州府志』の彼の伝には「原刑・司刑・祥刑・明刑の四篇を撰し、刑曹志^たという。時議、これを称ふ」と記されている。

〈続纂〉

蓬左文庫本『南京刑部志』は、同文庫の漢籍目録等に萬曆中修補本と注記される通り、嘉靖期以降の記事が追補されている。そのうち最も遅い紀年は萬曆 46 年（1618）であり（巻 4 上「題名以論其世」広西清吏司）、萬曆末年かそれにほど近い時期に続纂・刊行された本とみられる。ただしこの続纂作業は、本書の全内容にわたって行われたものではなく、巻 4 の任官者のリストや上奏文、詩文に対して集中的になされており、その結果、本書では巻 4 部分がかなり肥大化するにいたっている。

蓬左文庫本には、続纂の具体的な経緯を語る記事は付されないが、例えば追補された上奏文には萬曆 10 ～ 20 年代のものが多く、これに同 40 年代のものが加えられるなど、年代的な偏りが見受けられる。このため、続纂作業は嘉靖期以降、継続的に行われたというよりも、多少の間隔をあけながら時折思い出したように実施されるという状況だったのではないと思われる。

〈編目〉

蓬左文庫本『南京刑部志』の編目構成は下記の通りである。

卷首 陶尚徳序・龐嵩、呂欽修志案・南京刑部司務庁為纂修部志以紀憲章以貽法守事・修南京刑部志凡例・南京刑部志目録・龐嵩南京刑部志叙総・乾象図・坤儀図・南京刑部堂署図・人官図

卷一「原刑篇」稽乾象第一・審坤儀第二・順時令第三・謹彝倫第四・本古初第五

卷二「司刑篇」以正属定其官第一・以堂署別其治第二・以職守貞其度第三・以胄監褻其成第四・以掾史理其牘第五・以胥役服其勞第六・以祿俸優其養第七・以神祠質其衷第八

卷三「祥刑篇」尊聖諭以垂遠謨第一・掲榜示以昭大法第二・書詔赦以紀眈恩第三・標誥律以資講誦第四・録条格以備参照第五

卷四上「明刑篇」題名以論其世第一

卷四下「明刑篇」声績以仰其賢第二・奏議以考其用第三・芸文以尽其余第四

3. 小結

以上、この小文では明代南京の官署志と、その一例として『南京刑部志』について紹介してきた。南京の官署志は、明代官撰史料の特色ある一群を構成しており、その全貌については、なお検討を進める余地も残されているように思われる。またこれら官署志のなかには、今回取り上げた『南京刑部志』以外にも、『南京大理寺志』や『南京都察院志』など、明代の法制について我々にさらなる手がかりを与えてくれそうな書物も含まれている。これらについては稿を改めて論ずることにしたい。

- (1) 方駿「明代南京官署志概説」（『南京師大学報』社会科学版、2000年第4期）、同「現存明朝南京官署志述要」（『陝西師範大学継続教育学報』2000年第1期）。
- (2) 呉恩栄「明代両京官署志の纂修及其政治文化解読」（『歴史檔案』2015年第2期）、同「明代両京官署志体例的演変」（『安徽師範大学学報』人文社会科学版、第45巻第3期、2017年）。
- (3) 呉恩栄「明代両京官署志の纂修及其政治文化解読」57頁。
- (4) 黄彰健「明洪武永楽朝の榜文峻令」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』第46本第4分、

1975 年)、楊一凡『洪武法律典籍考証』(法律出版社、1992 年)、檀上寛「朝鮮王朝編『吏文』収載の「榜文」に見る明初の対外政策」(夫馬進編『中国明清地方档案の研究』科研報告書、京都大学大学院文学研究科東洋史研究室、2000 年。のち同氏『明代海禁=朝貢システムと華夷秩序』(京都大学学術出版会、2013 年)に収録)、川越泰博「藍玉の獄と『南京刑部志』」(『比較文化史研究』第 3 号、2001 年。のち同氏『明代中国の疑獄事件』(風響社、2002 年)に収録)。また、滋賀秀三『中国法制史論集：法典と刑罰』(創文社、2003)には、上記の黄氏と楊氏の研究への言及がある。

(5)『南京刑部志』(『金陵全書』乙編史料類、南京出版社、2015 年)。また『中国律学文献』第 5 輯第 1 冊には、『南京刑部志』巻 3「詳刑篇」のみが影印収録される(社会科学文献出版社、2018 年)。

(6) 龐嵩については、康熙『新修広州府志』巻 29・人物志 1、光緒『広州府志』巻 116・列伝 5、屈大均撰『広東新語』巻 10・弼唐之学を参照。